

浜松霊苑「指定石材店」取扱要領

■指定石材店の定義

当霊苑の指定石材店となるには、下記の要件を満たし、当公益社団法人の審査に合格することにより、「浜松霊苑指定石材店」となることができます。

■指定石材店の要件

1. 業者の資産規模、信頼性等

- ・資本金300万円以上の業者で過去5年以内の経理上書類にて安定経営であることが確認できること。
- ・国税又は地方税の滞納処分の執行がされていないこと、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していること。
- ・石材加工について1級技能士の資格を有する社員がいること。

2. 墓石規格のバリエーション及び出荷地の確認

- ・霊園の現地規格サイズに対応が可能なこと。
- ・墓石の原産国及び輸送ルートを明示できること。

3. 顧客対応及び柔軟性

- ・過去にお客様と商品（墓石）についてトラブルがないこと。
- ・過去にお客様と墓石の設置について、また設置後にトラブルがないこと。
- ・墓石購入者希望の納期に対し社会一般的な対応が可能であること。

4. 墓石の価格

- ・石材の品質、規格に対し、市場相場に照らして同等以下の価格で提供できること。

5. 非倫理団体との関わりの有無

- ・反社会的勢力、破壊的団体またはこれらの構成員でない、又これらに関わりのある社員が存在しないこと。
- ・反社会的勢力、破壊的団体が、事業活動を支配していないこと。

6. その他

- ・業者代表者に対し、理事2名以上による面接を行い社会一般的に見て特別問題ないと判断できること。
- ・墓石斡旋等に関する契約を有効に締結でき契約を確実に履行できると見込まれること。

《提出書類一覧》

- ◇1. 申請書（当公益法人の様式による）及び会社案内
- ◇2. 会社履歴事項全部証明書
- ◇3. 直近3年間の損益計算書、貸借対照表
- ◇4. 納税証明書（写し可）
- ◇5. 従業員名簿
- ◇6. その他公益法人が必要と認める書類

以上

平成 年 月 日

浜松霊苑指定石材店登録申請書

公益社団法人 浜松霊苑

代表理事 山本 勝久 様

浜松霊苑指定石材店に登録したく、浜松霊苑指定石材店取扱要領に基づき登録資格の審査を申請します。なお、この申請書の全ての記事事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 申請内容

申請者	(フリガナ)	
	商号又は名称	
	(郵便番号)	〒
	住 所	
	(フリガナ)	
	代表者職・氏名	Ⓜ
	電話番号	
F A X 番号		

2 添付資料

書 類 名	摘 要	確認
商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）又は身分証明書	写し可	
財務諸表（貸借対照表、損益計算書）直近3カ年分	写し可	
事業所所在市町村税完納証明書	写し可	
工事受注実績一覧		
従業員名簿	別記様式による	
霊苑が必要と認める書類		
指定店登録通知書返信封筒（82円切手貼付）		